



寄付金控除のご案内

(特活)シェア＝国際保健協力市民の会は、東京都より2019年12月5日付けで認定更新の承認を受けた「認定NPO法人」です。シェアへのご寄付(募金)は、確定申告によって、所得税、法人税、相続税等の寄付金控除の対象となります。

個人によるご寄付

1. 所得税

(1)税額控除か (2)所得控除のいずれかを選択できます。

一般の方は税額控除のほうが有利ですが、高所得者で且つ多額の寄付をされている方などで所得控除にメリットがある場合があります。

(1) 税額控除

「(寄付金合計額－2,000円※)×40%」が所得税額から控除されます。

※控除できる寄付金額は、合計所得金額の40%が上限

※税額控除額は、所得税額の25%が上限

(2) 所得控除

(寄付金合計額－2,000円※)が年間所得から控除され、残りの金額に対し課税されます。

※控除できる寄付金額は、その年の合計所得金額の40%相当額が上限

※所得税率は課税所得により異なります

例：10,000円のご寄付の場合

課税所得	税額控除	所得控除
300万円	$(10,000 - 2,000) \times 40\% = \mathbf{3,200}$ 円還付	$(10,000 - 2,000) \times 10\% \text{※} = \text{約 } \mathbf{800}$ 円還付 ※所得税率
2000万円	$(10,000 - 2,000) \times 40\% = \mathbf{3,200}$ 円還付	$(10,000 - 2,000) \times 40\% \text{※} = \text{約 } \mathbf{3,200}$ 円還付 ※所得税率

2. 個人住民税（地方税）

認定NPO法人に対して寄付した場合に、個人住民税（地方税）の計算において、寄付金税額控除が適用される場合があります。都道府県又は市区町村の条例で指定された寄付金対象となり、東京都及び神奈川県にお住まいの方は所得税に加え地方税も控除の対象となります。その他地域にお住まいの方は、詳しくは各自治体へまでお問い合わせください。

※所轄の税務署へ確定申告を行ってください。年末調整では申告できません。

※確定申告には、当会発行の領収書を添付してください。振り込みの控えなどでは申告できません。

法人によるご寄付

法人が認定NPO法人に対して支出した寄付金は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。損金算入できる金額には、他の認定NPO法人、公益財団・社団法人等に対する寄附金の額と合わせて行うこととなりますのでご注意ください。

特定公益増進法人等に対する寄付金の特別損金算入限度額算式

イ 資本金のある法人

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\%) + (\text{所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

ロ 資本金のない法人

所得金額×6.25%

相続または遺贈により取得した財産の一部または全部を申告期限内に寄付した場合、一部の場
合を除き、寄付した財産には相続税が課税されません。



相続税

- ※ 詳しくは、税理士または所轄の税務署にご相談ください。
- ※ この資料は 2020 年 10 月に作成しました。